

【守谷市 利用者負担額 料金表】

上段：保育標準時間の料金

下段：保育短時間の料金

単価：円

階層区分	定義		当年度4月1日現在の年齢						3歳児以上	
			0歳児・1歳児			2歳児				
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0		
第2階層	当該年度分の市区町村民税の非課税世帯 (ただし第1階層の該当者を除く)		0	0	0	0	0	0		
第3階層	当該年度分の市区町村民税の課税世帯でその	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,000 3,950	0 0	0 0	3,050 3,000	0 0	0 0	0 0
			ひとり親世帯等以外の世帯	9,000 8,900	4,500 4,450	0 0	7,100 7,000	3,550 3,500	0 0	
第4階層	の課税世帯でその	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,150 7,050	0 0	0 0	6,150 6,050	0 0	0 0	
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	14,300 14,100	7,150 7,050	0 0	12,300 12,100	6,150 6,050	0 0	
第5階層	所得割額が次の区	77,101円以上		14,300	7,150	0	12,300	6,150	0	
		97,000円未満		14,100	7,050	0	12,100	6,050	0	
第6階層	分に該当するもの	97,000円以上		26,700	13,350	0	22,400	11,200	0	
		133,000円未満		26,300	13,150	0	22,000	11,000	0	
第7階層	(ただし第1階層の該当者を除く)	133,000円以上		39,200	19,600	0	32,500	16,250	0	
		169,000円未満		38,600	19,300	0	32,000	16,000	0	
第8階層		169,000円以上		58,000	29,000	0	41,900	20,950	0	
		301,000円未満		57,100	28,550	0	41,200	20,600	0	
第9階層		301,000円以上		63,600	31,800	0	44,700	22,350	0	
		397,000円未満		62,600	31,300	0	44,000	22,000	0	
第10階層		397,000円以上		66,000 64,900	33,000 32,450	0 0	47,000 46,200	23,500 23,100	0 0	

※給食費(3歳児～5歳児のみ)や延長保育料、教材費等は別途必要となります。詳細は各施設にご確認ください。

【保育料の算定方法】

- 保育料は、寄付金控除等の税額控除が適用される前の、父母の市区町村民税所得割額の合算で決定します。
- 4月分～8月分の保育料は「前年度の市区町村民税 所得割額」により、9月分～3月分の保育料は「当年度の市区町村民税 所得割額」により、それぞれ算定します。
- 父母ともに市区町村民税が非課税の場合で、同一世帯にお子さんを税法上の扶養に入れている祖父母がいる場合には、その方の市区町村民税の所得割額により算定します。
- 父母が税未申告の場合は第10階層での決定となっています。速やかに申告の上、市役所すくすく保育課にその旨を申し出てください。なお、遡っての再算定は行いませんので、ご注意ください。
- 前年度1月2日以降に転入された方については、ご提出いただいた市区町村民税(非)課税証明書、またはマイナンバーによる課税情報照会の結果により算定します。

【多子軽減のカウント方法について】

- 年収約360万円未満相当の世帯の場合…
保護者が監護し生計が同一のお子さん的人数で、最も年長の子から順にカウントします。(別居されているお子さんがいる場合は、市役所すくすく保育課までご相談ください。)
- 年収約360万円以上相当の世帯の場合…
同一世帯の就学前児童(小学校入学前の児童)が、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認証保育園、企業主導型保育事業所、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設、認可外保育施設に通園、または児童発達支援(守谷市こども療育教室等)、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用しているお子さんで、最も年長の方から順にカウントします。

※注：_____の施設を利用している場合は、市役所すくすく保育課まで申告が必要です。